

インフルエンザシーズン近づく 予防接種を忘れずに

空気が乾燥してくると、本格的なインフルエンザのシーズンに突入します。
遅くとも12月上旬までに、インフルエンザの予防接種を受けておきましょう。

接種2週間後から約5カ月間、効果を発揮

インフルエンザワクチンの効果は、接種してすぐには発揮されません。過去数シーズンの傾向では、インフルエンザは12月下旬から流行し、1月下旬をピークに3月上旬まで猛威をふるいました。

ワクチンの効果が発揮されるのは、接種2週間後から約5カ月間です。流行期に入る前、遅くとも12月上旬には予防接種を済ませておきましょう。

※13歳未満は2回接種です。1~4週間の間隔を空けて2回受けることとなりますが、免疫効果を上げるために4週間空けるのが望ましいとされています。



2013-14 インフルエンザワクチン

次の3種類の抗原が含まれるワクチンです。今シーズンも1本のワクチン接種で済みます。

- A型**
A/カリフォルニア/7/2009 (H1N1) pdm09
A/テキサス/50/2012 (H3N2)

- B型**
B/マサチューセッツ/2/2012

インフルエンザウイルスには多くの型があります。すべての型に対応するワクチンは製造できませんので、あらかじめ流行する型が予測され、早い段階から準備されています。

インフルエンザにまったく かからないわけではありません



予防接種を受けたからといって、絶対にインフルエンザにかからないわけではありません。しかし、重症化の予防やかかる確率の低減にはつながるとされています。最低限の備えとして、予防接種を受けておくようにしましょう。

予防接種のほかに、健康管理も重要な対策のひとつです。今のうちから右記のようなポイントも習慣にして、インフルエンザシーズンに備えておきましょう。

予防接種のほかに… こんな対策を習慣に

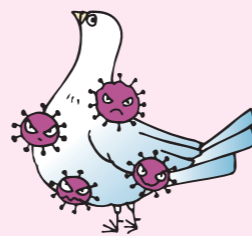
チェックポイント

- 帰ってきたら、手洗い・うがい (指の間、指輪の付近、手首も忘れずに)
- 室温は20℃以上、湿度は50~60%に保つ
- 寒くても換気を行う
- 人混みではマスクを着用する
- バランスのよい食生活を心がける
- 十分に休養(睡眠)をとる
- せきエチケットを徹底する

鳥インフルエンザA (H7N9)

海外では不用意に野鳥などに近づかないこと!

中国で報告された鳥インフルエンザA (H7N9)は、これまでのところ人から人への持続的な感染は報告されていません。現時点では、いったん鎮静化したかのようにみえますが、油断は禁物です。季節性のインフルエンザと同様、夏場は減少し、冬場に増加するという見方もあります。いずれにしても、海外では不用意に野鳥などに近づかないようにしましょう。



高齢者医療制度への納付金

さらに増大

平成24年度決算のあらまし

健康保険

科目	決算額 (千円)	被保険者1人当たり額 (円)
保険料 (調整保険料含む)	6,758,190	531,806
国庫負担金収入	2,179	171
繰入金	500,000	39,345
国庫補助金収入	2,803	221
財政調整事業交付金	91,210	7,177
雑収入	25,375	1,997
合計	7,379,757	580,717
経常収入合計	6,675,375	525,289
事務費	81,374	6,403
保険給付費	3,023,954	237,957
法定給付費	2,923,756	230,072
付加給付費	100,198	7,885
納付金	3,289,236	258,831
前期高齢者納付金	1,551,701	122,104
後期高齢者支援金	1,379,891	108,584
退職者給付拠出金	357,614	28,141
老人保健拠出金	30	2
保健事業費	220,405	17,343
財政調整事業拠出金	113,168	8,905
連合会費	2,412	190
その他	392	31
合計	6,730,941	529,662
経常支出合計	6,617,773	520,756
収入支出差引額	648,816	
経常収入支出差引額	57,602	

介護保険

科目	決算額 (千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額 (円)
介護保険収入	472,567	81,660
繰入金	20,000	3,456
合計	492,567	85,116
介護納付金	484,732	83,762
合計	484,732	83,762
収入支出差引額	7,835	

当健保の平成24年度決算の内訳は左表の通りとなりました。赤字決算で苦しむ健保組合が多い中、経常収支でもわずかながら黒字で決算を終えることができましたのは、保険料率を千分の70から千分の80に引き上げさせていただいたこと、皆様が医者にかかったときの医療費が前年度よりも若干少なかったことによるものです。あらためてご協力ありがとうございました。しかしながら、高齢者医療制度への納付金は前年度よりさらに増えており、けっして財政が安定しているとは言えない状況にあります。皆様には今後とも当健保の事業運営にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

決算の基礎となった数値

●被保険者数	12,708人
男子	8,375人
女子	4,333人
●平均標準報酬月額	417,245円
男子	485,147円
女子	285,986円
●平均年齢	39.90歳
男子	41.60歳
女子	36.60歳
●被扶養者数	12,156人
●扶養率	0.95人
●前期高齢者加入率	1.13%
●保険料率 (調整保険料率含む)	千分の80
事業主	千分の44
被保険者	千分の36
●介護保険第2号被保険者数	8,247人
●介護保険第2号被保険者たる被保険者数	5,418人
●平均標準報酬月額	502,184円
●介護保険料率	千分の10
事業主	千分の5
被保険者	千分の5

インフルエンザ予防接種補助金申請書

事業所名称			
所属			
健康保険証 記号番号	記号	番号	
接種者氏名	続柄	接種日	補助金額
		平成 年 月 日	円
		平成 年 月 日	円
		平成 年 月 日	円
		平成 年 月 日	円
		平成 年 月 日	円
		平成 年 月 日	円
合計			円

上記のとおりインフルエンザ予防接種を受けたので、補助金を申請します。

豊田通商健康保険組合 御中

平成 年 月 日

申請者（被保険者）氏名 ㊞

添付書類

- 本申請書の裏面に、領収書の原本を貼付してください。(レシート不可)
- 領収書には次の項目の記載が必要です。
 - 1) 接種者氏名(接種者が複数含まれる領収書の場合は内訳を記入してください)
 - 2) 「インフルエンザ予防接種」という予防接種名
 - 3) 接種日
 - 4) 接種金額(自己負担額)

注意事項

- ・ 太枠内に必要事項を記入し、健康保険組合または各事業所ご担当者へ提出してください。
 - ・ 予防接種の補助対象は接種日現在の被保険者とその被扶養者に限ります。
 - ・ 申請書は、被保険者が被扶養者分を合わせて、年度内1回でご提出ください。
 - ・ 実施年度の1月末日までの間に受けた予防接種が補助の対象になります。
 - ・ 補助額は1人1回、2,000円まで。ただし、接種金額が2,000円未満の場合は、その額を上限として補助します。(2回に分けて接種した場合の2回目は補助対象になりません)
- なお、予防接種は医療費控除の対象になりません。

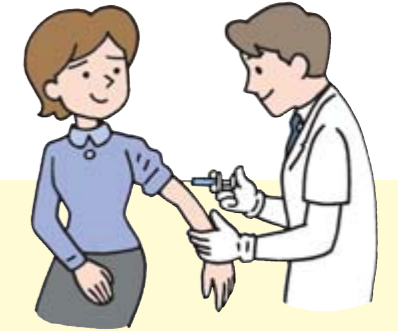
平成25年度

インフルエンザ予防接種

費用補助のお知らせ

実施日程：10月～

今年もインフルエンザ予防接種費用補助を実施いたします。
インフルエンザ予防対策として、ぜひ予防接種を受けましょう。



補助対象者

被保険者・被扶養者

対象期間

10月1日～平成26年1月31日にインフルエンザ予防接種を受けた方

補助回数と補助金額

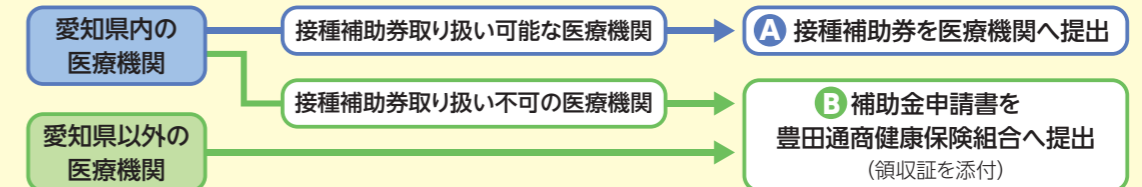
期間内1回のみ、対象者1人につき2,000円まで

※予防接種料金は医療機関によって異なりますので、事前にご確認ください。

※1回の予防接種料金が2,000円未満の場合は、実費を補助いたします。

申請方法

申請方法は2通りあります



A 愛知県内の接種補助券取り扱い医療機関で接種する場合

- ① 医療機関へ、インフルエンザ予防接種の予約をする
- ② 当日、医療機関窓口健康保険被保険者証と「接種補助券」を提出
- ③ 接種後、補助金を差し引いた金額を医療機関窓口にて支払い
 - ※「接種補助券」はコピー不可です。
 - ※接種補助券取り扱い医療機関は「健保連愛知連合会」のホームページをご覧ください。

B 上記以外の医療機関で接種する場合

- ① 医療機関へ、インフルエンザ予防接種の予約をする
- ② 接種後、予防接種料金を医療機関窓口にて全額支払い、領収書もらう
 - ※領収書には次の項目の記載が必要です。
 - 1. 接種者氏名(接種者が複数含まれる領収書の場合は内訳を記入してください)
 - 2. 「インフルエンザ予防接種」という予防接種名
 - 3. 接種日
 - 4. 接種金額(自己負担額)
- ③ 予防接種補助金申請書(左ページ)に必要事項を記入し、申請書の裏面に領収書(原本)をしっかりと貼る
 - ※被保険者および被扶養者の分をあわせて、年度内1回で申請してください。
 - ※領収書は必要事項が見えるように貼ってください。
- ④ 健康保険組合または各事業所担当者に提出する【最終締切日】平成26年2月20日(健保着)
 - 毎月20日までに健康保険組合へ届いた分について、翌月10日に事業所口座(任意継続被保険者は個人口座)に振り込みます。支給月の給与明細または医療費明細でご確認ください。